### 令和4年度第1回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

### 次 第

日 時:令和4年7月20日(水)

13:30~15:00

場 所:WEB開催

(事務局:庁議室)

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事
- (1)委員長の選任
- (2) ケアラー支援に関する令和3年度の取組実績について
- (3) ケアラー支援に関する令和4年度の主な取組について
- (4) ケアラー月間の取組(案) について
- 4 その他
- 5 閉会

## 埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議委員名簿

任期:令和4年6月1日~令和6年5月31日

1		任期:令和4年6月1日~令					
2 遊谷 智子 成蹊大学文学部現代社会学科 教授 学識   3 林 裕栄 埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科 教授   4 留中 一 特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事   5 花俣 ふみ代 公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部 代表世話人   6 堀越 栄子 一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事   7 加藤 英明 公募委員   8 海澤 鈴子 公募委員   9 廣澤 健仁 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事 事業者   10 平尾 幹雄 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長 労働者   11 石幡 真澄 志木市地域包括支援センター館・幸町 センター長 支援機関   12 石山 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長 大援機関   13 富岡 豊 埼玉県高等学校長協会 会長 教育機関   14 新藤 養殖  さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長 行政機関	No.	氏 名	所属∙役職	分野			
3 本 格栄 埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科 教授   4 全 中の から 特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事   5 花保 ふみ代 埼玉県支部 代表世話人   6 堀越 光子 一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事   7 加藤 英明 公募委員   8 海澤 玲子 公募委員   9 廣澤 健一 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事   10 東澤 幹雄 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長 労働者   11 石幡 真澄 志木市地域包括支援センター館・幸町 センター長   12 石山 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長   13 湾福 遵	1	石山 麗子	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 教授				
4 第十分 (2) 特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事   5 花俣 ふみ代 (3元県支部 代表世話人) 関係団体   6 堀越 菜子 (4表世話人) 一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事   7 加藤 英明 (2) 公募委員   8 流澤 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	<sup>シブヤ トモコ</sup> <b>澁谷 智子</b>	成蹊大学文学部現代社会学科教授	学識			
5 花袋 ふみ代 公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部 代表世話人 関係団体   6 堀越 栄子 一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事   7 加藤 英明 公募委員 一般公募   8 滝澤 玲子 公募委員 一般公募   9 廣澤 健一 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事 事業者   10 平尾 幹雄 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長 労働者   11 石幡 真澄 志木市地域包括支援センター館・幸町 センター長 支援機関   12 石山 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長   13 高岡 豊 埼玉県高等学校長協会 会長 教育機関   14 養藤 資弘 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長 行政機関	3	林裕栄	埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科 教授				
5 花俣 ふみ代 埼玉県支部 代表世話人   対応 元子     対応 元子     対応 元子     大子     一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事   一般公募   一般公募   一般公募   一般公募   一般公募   一般公募   一般公募   一般公募   一般公募   事業者   日本     日本   <td>4</td> <td>タナカ ハジメ 田中 一</td> <td>特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事</td> <td></td>	4	タナカ ハジメ 田中 一	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事				
7 加藤 英明 公募委員	5	花侯 ふみ代		関係団体			
8 流澤 玲子 公募委員 一般公募   9 廣澤 健一 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事 事業者   10 上売ま 幹雄 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長 労働者   11 石幡 真澄 志木市地域包括支援センター館・幸町 センター長   12 石山 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長   13 高岡 豊 埼玉県高等学校長協会 会長 教育機関   14 禁禁	6	堀越 栄子	一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事				
8 滝澤 玲子 公募委員   9 廣澤 健一 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事 事業者   10 草朮 幹雄 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長 労働者   11 右幡 真澄 志木市地域包括支援センター館・幸町 センター長 支援機関   12 右趾 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長   13 窩崗 遵 埼玉県高等学校長協会 会長 教育機関   14 齋藤 資弘 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長 行政機関	7	加藤英明	公募委員	一般小草			
10 ビララオ 幹雄 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長 労働者   11 岩幡 真澄 志木市地域包括支援センター館・幸町 センター長 支援機関   12 岩山 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長   13 富岡 豊 埼玉県高等学校長協会 会長 教育機関   14 紫藤 貴弘 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長 行政機関	8	タキサワ レィワ 滝澤 玲子	公募委員	以公分			
11 岩幅 真澄 志木市地域包括支援センター館・幸町 センター長   12 岩面 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長   13 高面 強 埼玉県高等学校長協会 会長 教育機関   14 紫藤 貴弘 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長 行政機関	9	とロサワーケンイチ 廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事	事業者			
12 分型 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長   13 高岡 豊 埼玉県高等学校長協会 会長 教育機関   14 紫藤 貴弘 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長 行政機関	10	平尾 幹雄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長	労働者			
12 岩山 英雄 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長   13 窩崗 遵 埼玉県高等学校長協会 会長 教育機関   14 薔藤 貴弘 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長 行政機関	11	イシハタ マスミ 石幡 真澄	志木市地域包括支援センター館・幸町 センター長	<b>支</b> 垺機閉			
14 齋藤 貴弘 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長 行政機関	12	プラヤマ ヒデオ 石山 英雄	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長	人。及以大			
	13	タカオカ ユダカ <b>高岡 豊</b>	埼玉県高等学校長協会 会長	教育機関			
15 藤岡 麻里 埼玉県福祉部地域包括ケア局長 行政機関	14	齊藤 貴弘	さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課 課長	行政機関			
	15	プジォカ マ リ 藤岡 麻里	埼玉県福祉部地域包括ケア局長	行政機関			

(敬称略・順不同)

# 令和4年度第1回 埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議 資料

### 基本目標1

### ケアラーを支えるための広報啓発の推進

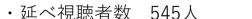
指標名	計画策定時の値	目標値	現状値
ケアラーに関する認知度	17.8% (R2)	7 0 % (R5)	65.8% (R3)

### 主な取組実績

- ■「ケアラー月間」の創設
- · 時期 令和3年11月1日~11月30日
- ・集中的な啓発の取組期間と定め、下記フォーラムなどを開催。

### ■ケアラー支援オンラインフォーラム

- · 日時 令和3年11月23日(祝)13時~15時30分
- ・内容 基調講演「社会全体でケアラーを支えていくためには」 国際医療福祉大学大学院 教授 石山 麗子 氏 パネルディスカッション「ケアラーを支える社会を作るための初めの一歩」等



#### ■ケアラー支援宣言

- ・「社会全体でケアラーを支えていく」ために出来ることを宣言いただける団体や企業を募集。 いただいた宣言は、県ホームページやケアラー支援オンラインフォーラムにおいて公表。
- ・ 令和 4 年 3 月末現在で118 団体・企業が宣言



ケアラー支援オンラインフォーラム

### 基本目標1

### ケアラーを支えるための広報啓発の推進

指標名	計画策定時の値	目標値	現状値
ヤングケアラーに関する認知度	16.3% (R2)	7 0 % (R5)	67.4% (R3)

### 主な取組実績

- ■NHKハートフォーラム ヤングケアラー ~当事者のSOSを見逃さないために~
- ・日時 令和3年11月26日(金)
- ・主催 NHKさいたま放送局、埼玉県・埼玉県教育委員会、 NHK厚生文化事業団
- ・内容 有識者(森田久美子氏(立正大学社会福祉学部教授))、 元当事者の方、支援者等をつなぎ、 どのような支援ができるのか考える。
- ・会場参加 181人、インターネット視聴 396人

#### ■ヤングケアラーハンドブック

- ・ヤングケアラー本人は元より、周りの生徒や教職員にヤングケアラーのことを知ってもらうとともに、電話、SNS相談など、本人が悩みを抱えて話をしたい時の相談先等を紹介する小冊子。
- ・令和3年度、小学校4年生から高校3年生までの全ての児童・ 生徒、教職員に59万部を配布。
- ・各学校への送付にあたっては、教育局人権教育課が学校での活用例などを載せた活用サポート資料を作成し添付した。



NHKハートフォーラム



ヤングケアラーハンドブック

### 基本目標2

### 行政におけるケアラー支援体制の構築

指標名	計画策定時の値	目標値	現状値
総合相談窓口や調整チーム設置市町村数	2 6 市町村 (R2.4.1)	全市町村 (R6.4.1)	4 7 市町村 (R4.4.1)

### 主な取組実績

- ■市町村へのアドバイザー派遣 市町村の総合相談支援体制の構築を進める市町村に対し、アドバイザーを 派遣
- ・派遣回数 18回
- ・派遣市町村数 15市町(川口市、行田市、飯能市、本庄市、羽生市、 志木市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、 八潮市、日高市、吉川市、上里町)



アドバイザーによる講義

- ■研修会・情報交換会 市町村の総合相談支援体制を担う人材の育成及び市町村間の 情報交換会を実施
- · 実施回数 5回 市町村地域福祉(計画)担当者研修会(4/27) 第1回市町村情報交換会(5/24) 市町村地域福祉管理職研修会(7/15) 第2回市町村情報交換会(11/25) 地域福祉実践能力養成研修(2/1)



情報交換会の様子

### 基本目標3

### 地域におけるケアラー支援体制の構築

指標名	計画策定時の値	目標値	現状値
介護者サロンを設置する市町村数	5 3 市町村 (R2.10.1)	全市町村 (R6.4.1)	5 5 市町村 (R4.6.1)

### 主な取組実績

- ■「関係機関・民間団体等による介護者サロン事例集~立ち上げ・運営マニュアル~」の作成
- ・内容 1.介護者サロンとは
  - 2.介護者サロンを立ち上げるには
  - 3.介護者サロンの運営
  - 4.市町村・地域包括支援センター・社会福祉協議会運営のサロン
  - 5.住民運営のサロン
  - 6.参考資料の一覧
- ・配布先 市町村、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会
- ■埼玉県総合支援チームの支援メニューに 「介護者サロンの立ち上げ・運営に関する支援」を追加。



介護者サロン事例集

### 基本目標4

### <u>ケアラーを支える人材の育成</u>

指標	名	計画策定時の値	目標値	現状値
ケアラー支援を担う人権	材育成	-	3,000人 (R3~R5累計)	1,231人(R3)

### 主な取組実績

- ■ケアラー支援を担う人材育成のための研修
- ・対象① 地域包括センター、市町村高齢分野職員対象
- ・内容 「ケアラーの現状とあり方(日本ケアラー連盟 堀越栄子氏)」 グループワーク「ケアラーへの支援の検討」
- ・参加者数 292人参加(オンライン)
- · 対象② 障害者相談支援事業所、市町村障害分野職員等対象
- ・内容 「障がいのある方を支援するケアラーの特性、取り巻く環境、支援の必要性(堀越栄子氏)」 グループワーク「障がいのある方を支援するケアラーへの支援の検討」
- ・参加者数 77人参加(オンライン)
- · 対象③ 市町村、社会福祉協議会、関係機関職員等対象
- ・内容 「ケアラー支援の全体像(堀越栄子氏)」 「多機関協働でのケアラー支援(堀越栄子氏、藤沢市職員)|
- ・参加者数 862人(動画配信による延べ視聴者数)

### 基本目標5

### ヤングケアラーの支援体制の構築・強化

指標名	計画策定時の値	目標値	現状値
教育・福祉合同研修受講者数	_	1,000人 (R3~R5累計)	249人(R3)

### 主な取組実績

- ■ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修
- ・対象 小・中・高校教員、市町村教育委員会、市町村福祉担当課、 市町村社会福祉協議会等
- ・内容 ①講義 「ヤングケアラーの支援について」
  - ②演習・協議 事例をもとにしたグループ協議
  - ③グループごとの発表
  - ④指導助言講師によるグループ協議内容への指導助言
  - ⑤ 質疑応答
- ·参加者数 249人(教育137人、福祉112人)

#### ■ヤングケアラーオンラインサロン

- ・ヤングケアラーが気軽に集い、悩みや不安を打ち明けることのできる オンラインの場として、ヤングケアラーオンラインサロンを実施し、元ヤ ングケアラーとの交流を促進した。
- ・実施回数 6回
- ・参加者数 延28名(高校生12名、大学生16名)



合同研修の様子

# ヤングケアラー支援に関する 国の動向について

## ヤングケアラー支援に関する国の動向について

平 成 30 年度	・ヤングケアラーの実態に関する調査研究 ⇒市町村要保護児童対策地域協議会へのアンケート調査及び自 治体、支援団体、当事者等に対するヒアリング調査の実施
令和元年	・厚生労働省子ども家庭協家庭福祉課事務連絡 「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応 について」
年度	・ヤングケアラーの早期対応に関する研究 ⇒要対協への調査の実施、早期発見のためのアセスメントシー ト案の作成、活用方法等を示したガイドライン案の作成
令 和 2	・ヤングケアラーの実態に関する調査研究 ⇒要対協、中学校、高校、中学2年生、高校2年生等に対する 調査の実施
年度	・ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連 携プロジェクトチーム発足、第1回会議の実施
	・ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム第2~3回、第4回(とりまとめ報告)、第5回会議の実施
令和	・経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針)において、「ヤングケアラーについて、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組む。」と明記される。
和 3 年度	・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡 「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の 連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事 項等について」
	<ul><li>・「ヤングケアラーについて理解を深めるシンポジウム」の実施</li><li>・厚生労働省特設ホームページの制作</li><li>・ポスター・リーフレットの制作・配布</li><li>・啓発動画の制作・展開</li></ul>

- ・ヤングケアラーに関する調査研究
- ⇒小学校、小学6年生、大学3年生等に対する調査の実施

・多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する 調査研究

⇒多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルの 作成

・令和3年度補正予算

子育て訪問支援臨時特例事業の創設

⇒家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅への訪問支援への補助

· 令和 4 年度当初予算

#### ヤングケアラー支援体制強化事業の創設

⇒ヤングケアラー実態調査・研修、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、オンラインサロンの設置・運営などへの補助

· 令和 4 年度当初予算

ヤングケアラー相互ネットワーク形成事業の創設

⇒民間団体等で全国規模のイベント等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促す。

和 4

年度

· 令和 4 年度当初予算

児童虐待防止対策等推進広報啓発事業の拡充

- ⇒令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組む。
- ・診療報酬の改定において、入退院支援加算1及び2について、 算定対象である「退院困難な要因を有する患者」として、ヤン グケアラー及びその家族を追加
- ・厚生労働省職業安定局首席職業指導官室ほか事務連絡 「「多機関・多職種によるヤングケアラー支援マニュアル」の 送付について」

10

ケアラー支援に関する 令和4年度の主な取組について

## ケアラー支援に関する令和4年度の主な取組について①

### 取組(1)

ヤングケアラー支援推進協議会の設置及び ヤングケアラー支援コーディネーターの設置

### 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会の概要

県、市町村、社協、教育委員会、民間支援団体等を構成員とした協議会を立ち上げ、ヤングケアラー支援に関する地域における支援体制の整備や生活支援サービスの創出・拡充等を検討

- 構成メンバー
- 立教大学 田中悠美子 助教、埼玉経済同友会、
- 彩の国子ども・若者支援ネットワーク、埼玉県子ども食堂ネットワーク、埼玉フードパントリーネットワーク
- 埼玉県民生委員・児童委員協議会、さいたま赤十字病院(精神保健福祉士)、入間市、富士見市、鳩山町、
- 鴻巣市教育委員会、富士見市教育委員会、川越市社会福祉協議会、鳩山町社会福祉協議会、埼玉県
- •検討事項
- ①ヤングケアラーの支援に関する地域における支援体制整備について
- ②ヤングケアラーの支援に資する公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充及びその提供体制づくりについて

### <u>ヤングケアラー支援コーディネーターの概要</u>

支援体制や生活支援サービスに関する 市町村・市町村社協との意見交換・助言等を行うとともに、 協議会での議論を踏まえ、市町村における支援のための手引き を作成する。



子供の居場所 団体・企業等

## ケアラー支援に関する令和4年度の主な取組について②

### 取組②

ヤングケアラーLINE相談窓口の設置

### ヤングケアラーLINE相談窓口の概要

ヤングケアラーや保護者等が抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようにするため、LINEを活用した相談体制の構築を図る。

#### •相談対象

原則として埼玉県内に在住する18歳未満の方及びその保護者

·相談内容

親・祖父母・兄弟姉妹等の介護・世話をしていく中で感じた不安、 学業との両立、人間関係等、様々な悩みについて、幅広く対応する。

·開設時間

平日10:00~19:00 ただし、相談者からの送信はいつでも可能とする。

·実施時期

令和4年9月に開始予定





## ケアラー支援に関する令和4年度の主な取組について③

取組③

主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者向けの 研修の実施

### ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修(仮称)の概要

学校以外の地域でヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役を育成するため、主任児童委員や民間支援団体等地域で活動しているかた向けに研修を実施する。

- ・対象者 主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者、社協職員、地域活動者等
- ・内容

ヤングケアラー問題についての正しい理解 ヤングケアラー支援の必要性や発見のポイント、 声掛けの際の留意事項などについて

- ・実施予定 県内4か所で実施予定
- ・参加予定人数 合計320人を予定





## ケアラー支援に関する令和4年度の主な取組について④

### 取組④

### 学校におけるヤングケアラー支援事業

### 1. ヤングケアラー授業デザインキットの作成(新規)

学校でヤングケアラーの理解促進をねらいとした授業を行うことができるよう、教員向けの指導資料を作成する。 資料作成にあたって、小中高校教員で構成する委員会で内容を検討する。

- ①作成内容 学習指導案、掲示資料、ワークシート例 等
- ②委員会 小中高校教員10人で構成 委員が実際に授業を実施して内容を充実

### 2. ヤングケアラーサポートクラス(出張授業)の拡大

令和3年度に実施したヤングケアラーサポートクラスの回数を8回から16回に拡大して実施する。また、専門家と元ヤングケアラーによる児童生徒向け講演会、県職員による教職員向け説明会に加え、新たに児童生徒が、直接元ヤングケアラーと関わる事のできる交流相談会を講演会実施校のうち7校程度で取り組む。

#### く実施予定>

鴻巣高校	7月13日(水曜日)	滑川総合高校		7月14日	(木曜日)
吉川美南高校	10月13日(木曜日)	春日部高校定時制	1	0月26日	(水曜日)
深谷商業高校	11月10日(木曜日)	大宮高校	1	1月17日	(木曜日)
上尾南高校	11月25日(金曜日)	川越初雁高校	1	2月19日	(月曜日)
川口青陵高校	12月20日(火曜日)	狭山緑陽高校Ⅱ部		1月12日	(木曜日)
深谷市立南中学校	7月11日(月曜日)	久喜市立栗橋南小学校	ξ	9月13日	(火曜日)
越谷市立南中学校	10月14日(金曜日)	滑川町立滑川中学校	1	2月 1日	(木曜日)
草加市立谷塚中学	校 1月下旬実施で調整中				
PTA関係	調整中				

## ケアラー支援に関する令和4年度の主な取組について⑤

### 取組⑤

<u>SSW(スクールソーシャルワーカー)の配置の拡充及び</u> オンライン相談 の導入

### SSWの配置の拡充の概要

- ・ 拠点校となる定時制高校において週3日の配置
- ・ 全日制高校 2 4校に対し、隔週でSSWを配置

令和3年度					令和4年度	
chint (tu	週2日	6校		定時制	週2日	0校
定時制	週3日	2校			週3日	8校
全日制		0校			隔週1日	2 4校

### オンライン相談の概要

- ・ 県立学校に在籍する生徒を対象にオンラインツール (Zoom)を活用した、スクールカウンセラー (週5日)及びスクールソーシャルワーカー (週2日) による相談
- ・ 学校に通うことが困難な生徒やその保護者などの多様なニーズへの対応を目的とし、各教育事務所から学校への派遣だけでは対応できない相談者の様々な場所からの相談を実現
- •相談対象

県立高等学校・県立特別支援学校(高等部)の生徒及び保護者ならびに教員

•対応時間

スクールカウンセラー:月曜日から金曜日までの週5日

 $(10:00\sim16:50$  月曜のみ13:00~18:50)

スクールソーシャルワーカー: 火曜日・金曜日の週2日 (10:00~16:50)

ケアラー月間の取組(案)について

## ケアラー月間の取組(案)について

### 1. 目的

ケアラーという言葉や定義の理解のほか、一言でケアラーといっても多種多様な状況や想いがあることについて理解を深めることを目的とする。

### 2. 取組内容

### ■ケアラーに関するパネル展の開催

・ケアラーに関するパネル展を行い、ケアラーについての普及啓発を図る。

### ■講演会、シンポジウム等の開催

・講演会やシンポジウム等を行い、ケアラーについての普及啓発を図る。



パネル展イメージ

### ■メッセージ動画の作成

・30秒程度のメッセージ動画を作成し、月間中に集中的な発信を図る。

### ■ヤングケアラー支援推進協議会の全体会の開催

・協議会におけるこれまでの協議、議論の内容について報告する全体会を開催する。

### ■働き方改革セミナーの開催

・産業労働部主催で開催する、経営者向けの「働き方改革セミナー」において、「介護」をテーマとして取り上げる。

#### ■団体・企業と連携した取り組みについて

•現在調整中

## (参考)団体・企業との連携について

### 1. 埼玉縣信用金庫等との協定の締結

令和4年7月11日、埼玉県、埼玉縣信用金庫、さいしん福祉財団及び埼玉県社会福祉協議会は、県内で初めて ケアラーを支援するための協働に関する協定を締結しました。

### 2. 協定の概要

(1)協定の名称

埼玉県、埼玉縣信用金庫、さいしん福祉財団及び埼玉県社会福祉協議会とのケアラーを支援するための協働に 関する協定

- (2)協働の内容
  - ・ケアラー・ヤングケアラーに対する関心と理解を深める啓発活動の実施
  - ・ヤングケアラーの支援のための「埼玉縣信用金庫SDGs私募債」等を通じた「こども食堂・未来応援基金」への寄附
  - ・その他、必要と認める事項



## 埼玉県ケアラー支援条例

### 全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

#### 目的(第1条)

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

#### 定義(第2条)

#### ケアラー

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

<u>ヤングケアラー</u> ケアラーのうち、18歳未満の者

#### 基本理念(第3条)

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう に行われなければならない。

ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援 体等の多様な主体が相互 に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える。うに行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、 人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心 身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

#### 県の責務(第4条)

・ケアラー支援に関する施策の実施等

#### 県民・事業者の役割 (第5・6条)

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・県・市町村の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

#### 関係機関の役割(第7・8条)

- ・県・市町村の施策への協力
- ・日常的に(ヤング)ケアラーに関わる可能性の 認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援 の必要性の把握

### 推進計画(第9条)

- ・(ヤング)ケアラーの支援に関する基本方針
- ・ (ヤング) ケアラーの支援に関する具体的施策 等

#### 主要な施策等(第10条~第14条)

- 広報啓発活動
- ・支援を担う人材の育成
- ・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- ・支援体制の整備
- ・必要な財政上の措置

## 埼玉県ケアラー支援計画

#### 計画の根拠・策定の趣旨

#### (根拠)

○ 埼玉県ケアラー支援条例に基づく計画

#### (趣旨)

○ ケアラーやヤングケアラーの支援に関する 事項を定める

#### 計画期間

令和3~5年度

#### 基本理念

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化 的な生活を営むことができる社会の実現

### 現 状

- 介護者数 34万3,400人(平成29年) (県内15歳以上の5.4%) 「就業構造基本調査」(総務省)
- ヘ ヤングケアラー 1,969人 (県内高校2年生の4.1%) 「ヤングケアラー実態調査」(埼玉県)
- ケアラーの認知度 17.8%ヤングケアラーの認知度 16.3%「県政サポーターアンケート」(埼玉県)

#### 課 題

- 〇 社会的認知度の向上
- 〇 情報提供と相談体制の整備など支援体制の構築
- 〇 孤立の防止
- 〇 支援を担う関係機関の人材の育成
- ヤングケアラー支援体制の構築

#### 施策

ケアラーを 支 え の た め の 広報啓発の 推 進

ケアラーに関する啓発活動

相談支援体制の整備

多様なケアラーへの支援

子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

ケアラーの生活支援

地 域 に お け る ケアラー 支援体制の ケアラーが孤立しない地域づくり

地域の見守り体制・地域住民同士の助け合い の拡充

仕事と介護の両立支援の推進

ケアラーを 支 え る 人 材 の 成 ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

ケアラー支援を担う県民の育成

ヤ ン グ ケアラー 支援体制の 構 築 ・ 強 化 教育機関等によるヤングケアラー支援体制の 構築

地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

#### 主な取組・数値目標

- ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動
  - ◆ケアラーに関する認知度

【17.8%(R2年度)→70%(R5年度)】

◆ヤングケアラーに関する認知度

【16.3%(R2年度)→70%(R5年度)】

● 市町村におけるケアラーへの相談支援体制の構築 ◆ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を 調整するチームの設置市町村数

【26市町村(R2.4. 1)→全市町村(R6. 4. 1)】

- 認知症、高齢者、障害者、高次脳機能障害、医療的ケア 児等をケアするケアラーへの支援
- 地域子育て支援拠点の整備と質の充実
- 生活困窮状態にあるケアラーへの自立支援
- 市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、 地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営支援
  - ◆介護者サロンを設置する市町村数 【53市町村(R2.10.1)→全市町村(R6.4.1)】
- 民生委員・児童委員のケアラー支援に関する理解促進
- 県内企業の雇用環境整備や支援制度導入に関する助言
- 地域包括支援センター職員等に対するケアラーからの相談 対応研修の実施
  - ◆ケアラー支援を担う人材育成数 【3,000人(R3年度~R5年度の累計】
- 県政出前講座等による住民や関係団体へのケアラー支援 の必要性を啓発
- ◆ 教職員対象研修の充実、スクールカウンセラーやスクール ソーシャルワーカーに対する研修による理解促進
- ◆ 教育機関と福祉部門の連携を図るための検討の場の設置◆ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の 受講者数

【1,000人(R3年度~R5年度の累計】

#### 2

#### 埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議設置要綱

#### (趣旨)

第1条 ケアラー支援のための各種施策の推進を目的として、埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

#### (構成)

- 第2条 有識者会議は、委員20人程度をもって組織する。
- 2 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

#### (委員)

第3条 有識者会議の委員は、ケアラーに関しての学識経験者、ケアラー支援に関する 活動を行う者、社会福祉に関する活動を行う者、地域福祉に関する活動を行う者、民間企業者団体、労働者団体、行政機関の職員及び公募による県民等のうちから福祉部長が選任する。

#### (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会議)

- 第5条 有識者会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

#### (関係者の出席)

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

#### (部会)

- 第7条 有識者会議には、部会を置くことができる。
- 2 部会に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

#### (事務局)

第8条 有識者会議に事務局を置き、その事務は福祉部地域包括ケア課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。